

浦賀奉行与力よりの聞書（黒船来航見聞実記）

高 橋 恭 一

一八五三年七月一四日（嘉永六年六月九日）市内久里浜海岸に上陸した北米合衆国水師提督ペリーは、日本の長い鎖国の夢を破って強引にフイルモア大統領の親書を浦賀奉行に手交し交渉をせまたことは今さら説明するまでもない。

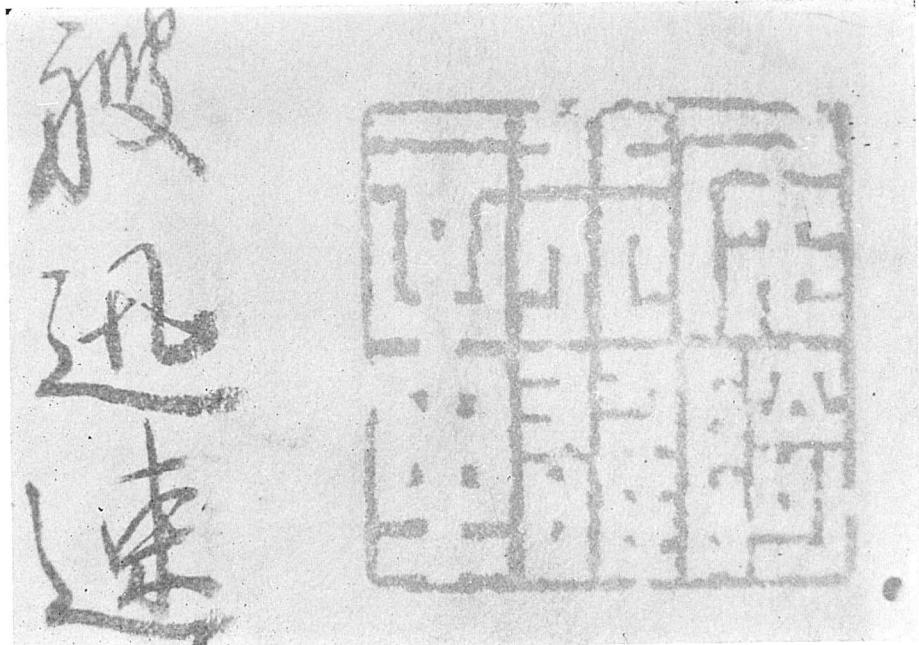
この記念すべき日を中心に前後十日間は確かに日本の胆を冷したことであるが、目のあたりこれを見た本市の人達はどうなであつたろうか。当時の状況を語る文献とて生のものは一つも無く單にアメリカ側の記録にたよる外には研究の手段はないのである。ペリー艦隊来航の頃末や久里浜上陸などについては有名なペリーの日本遠征記に精細に書かれている。

さて日本側の記録であるが、その数は相当あるようであるが大体内容は同一のもので、しかも観察力にもぶく、かつすべてを解するに世界的な常識の乏しさから精確な史料としては受取り難いものである。これら数多くの文献も前述したようにその内容は同一でその表現がやや異なる程度のもので、その原拠となるものは直接その応接に当つた浦賀奉行与力五人の聞き書であるらしい。例の徳富蘇峰の近世日本国民史にも若干引用されている。

ありし日尾崎行雄翁が秘蔵した筆写本「米夷留舶秘談」六巻がくしき縁にて横須賀市博物館に入ったので、その第一巻に記された与力五人の聞書を写して参考に供したい。これによれば、当時の外交政策として穩便主義一点張りで秘密主義を堅持していたこともよくわかる。さらに彼我的精意が疎通せず、ために誤解・邪推とりどりに織なされている。アメリカ兵の行動に対する日本人の憤慨を語り、また沿岸防備の不用意不備などを為政者の痛いところをついている。

この聞書の主合原・飯塚・樋口・香山・近藤の五人はともに浦賀奉行の与力で応接掛りをつとめての見聞である。特にその中の香山栄左衛門は黒船にも度々乗込み彼等と接渉した第一人者で、遠征記には浦賀奉行として取り扱っている位である。

これら五人の聞書は日本側の記録に大抵記されているが、ここでは米夷留舶秘談から記し賀港来航記を参考にしたのである。この米夷留舶秘談



(尾崎行雄氏藏書印)

は嘉永七年六月に柴浦漁者湍門が記した六巻もので、第一巻が聞書、第二巻は大統領らの書翰とその和解、第三、第四巻は再度の来航である金川碇泊一件を取扱い、第五、六巻は下田湊碇泊一件を絵入りで記している。

筆者湍門について調査するの時間を持たなかつたもので、ここに紹介することが出来ないのは残念であるが後日の機を得たいと考えている。

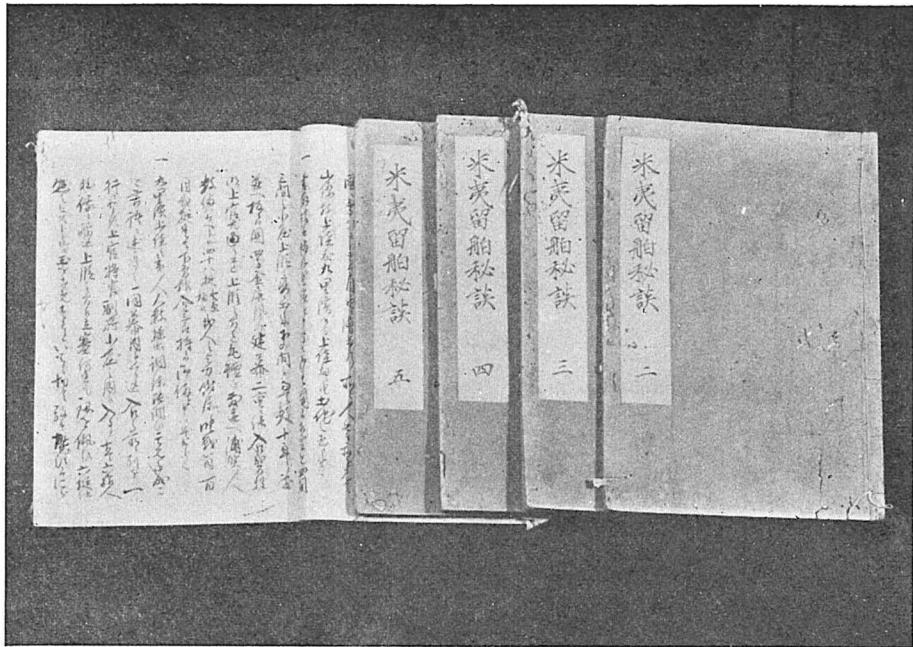
米夷留船秘談の第一巻は美濃紙二十二葉のもので、次のように記してある。

嘉永六年六月相州浦賀港江渡來

亞墨利船一件 初発 一

一癸丑六月三日未中刻蒸氣船武艘軍船二艘迅速ニ乘込千代ヶ崎を越へ觀音崎迄乗付蒸氣船ニ而軍船を引來候其速くなること飛か如し諸方注進船を遙ニ乗越不図入津ニ付浦賀中の騒き鼎のわくかことし

一浦賀与力中島三郎助、合原猪三郎当番ニ付乗出し異船ニ近付候へ共異船乗込候逆船を逆ニくり戻し候手際其神速自在の妙目を驚し候扱乗船を許され漸欠合通引老人應接懸り老人乗船いたし浦賀は異船入津國禁也長崎江乗るへき旨申候處彼云國禁之儀は元々知る処也去ながら浦賀江罷越用弁致候様國王の命也其方たり共王命なれば如何成國禁の場にも行可申候臣下之身ハ國命より重きものなし此方云何用有て渡來するや答て云此度出帆之儀は我國王より日本江呈す書翰を持來る也高官の者請取ニ乗り候哉若爰にて取上不申候ハ、直ニ江戸江乗込直呈可致と云此方答て何れ江戸江伺ふ也命令次第取扱可申彼云江戸江は纔に半日程之往来と聞右返答速ニ分り候様致度本国出帆より日數割詰ニ而乗候間爰ニ而空しく日を費



(米夷留船秘談六卷)

し而是差支候早速返答承り度此方答候か様之儀は夫ミ役方の手を経て伺候相成故何程急候而も五日位ハかゝり可申其内爰ニ扣居候様申諭候處彼云江戸之命令次第ニ而深き所存有る事也併五日位の事なれば待居可申と云

一滯船中薪水乏敷候ハ、送り可申と申候處彼云万端本国ニ而手厚く用意致何も無不足右様之無心ハ不致と云

一船之大小兵箸之員數乗組人数等承り候處彼云其方ニ而聞候而も何之益なく又此方ニ而申も益なし且又商船と違是は軍船也右様之事可申審なしと云

一蘭人老人乗組又日本語を遣ふ者老人乗込居る是ハ亞墨利加人ニ
相違なく相見へる此武人ニ而無差支通弁致候

一四艘共バツテーラ名也八艘位有り五日ニハバツテーラニ而所ミ漕き行江戸近く迄測量を完め川越持場觀音崎台場之図を取其上上陸なさんとする役人立出漸々差押候是迄之異船と事替リ此方彼是申し而は更々取合不申落付居候而悉ク道に明るく急而定居之儀と相見ゆる

一是迄の異船は此方へ掛合之上発砲致候處此度ハ右様之義無之曉一発四つ時一発夜四つ時頃一発づつ号発有り六日朝大炮連發す

一江戸より兼ミ御内意ニは彼の気に当り候様之事有之而は大事を招候道理兎角穩便専要ニ可致事仮令異人致上陸民家江立寄共格別之乱妨不致候へば其假ニ見捨置へし番船差出し彼船を取巻杯致候而は却而氣を起し宜し

からす陸を専要に守り候様御内意有之候右様御患被成候へは浦賀ニ而も悉く用心はれものニさわる様に致したる番船は老艘も不差出故に浦賀よ

り品川迄自在ニ漕行四家の人数は岸ニ而見物するのみ夜中ハバツテーラを船の前後ニ差出し警固す火攻等をおそるゝ故歟

一是迄異船之儀ニ付而ハ只ミ上之御心配を恐れ十之物ハ六七分御心配ニ不相成様之ケ条のみ申上大事之ケ条ハ不申上姿ニ成居候事故自然と上と下との了簡喰違ひ居り甚歎息之至ニ候

右浦賀応接掛与力合原惣藏より聞

一六日九ツ時蒸氣船壹艘北之方江戸之方江向て走り出す先江バツテーラ四艘ニ而測量し行川越之一手ニ而差留候處劍を抜舟淵江顯れ寄らば切らんとする仕方致し馳り通る或は劍付筒ニ真丸をこめ此方之二三間先を頻に打おどし通る川越人數怒りに不絶早船を以て浦賀江問合セ只今乗込候異船我を侮く振舞忍かたく切静め可申との事浦賀ニ而御尤に候へ共御定ハいつれにも穩便との儀に有之猶又彼一艘切静め候共事済之儀ニも無之諸家中申合も不行届疎忽ニ手出し致却而兵端を開候而ハ恐入候間先ミ穩便に被成候様との事ニ有之候且諸家怒リニ不絶手出し致大事を引出候而ハ不相成逆役船二艘差出異船之總江着警固致候右役船は陸上の見物人を差扣ヘ諸家ニ而疎忽ニ手出無之様制禁する為ニ差出候異船を取押る為ニあらず右ニ付異船江早船を以只今一艘江戸海江乗込候ハ如何之趣意候哉相尋候處夷人答て云此度持參之書翰御受取ニ不相成節存意通取斗候故内海測量致し度熊ミ差遣す所也尤晚景には帰り可申と云右船富岡迄測量七時過元之所江漕戾る

一九日栗浜ニ而書翰受取之儀夷人に申通し置當日ニ相成唯今より参り候様申通候處早速蒸氣船式艘波を分迅速ニ馳來り岸を隔る事拾町計ニ而止る此所深さ九尋程夫よりバツテーラ拾五艘を右蒸氣船一艘よりおろし上陸終て太鼓貝笛を鳴らし操込小屋の脇を浦賀人數ニ而固め小屋の左右を彦根川越の人数ニ而固め何れもゲヘルニ而備を立彦根川越備の前を練り行組頭様の者劍を閃かし差図す浦賀人數の固めを見て夷人共耳こすりを致或ハ指さし杯してことごとく嘲弄致候様ニ相見え無念いわんかたなし又異人調練の調ひ候事寄妙誠ニ驚入候前日欠合ニ而上官共式拾人程ニ而上陸之筈ニ候処案ニ相違し多人数上陸し其上不意ニ六拾人斗押込上官奉行の脇ニ立塞る此方いつれも仰天し彼是制し候ハ、直ニ奉行虜ニなり候様子故其体ニ致置候処先は無事ニ事済バツテーラ本船江引取浦賀ニ向て馳す軍船と申合一同出帆之儀と心得居候処案外軍船を引波を蹴立内海江乗込本牧之前江かかる右ニ付如何なれば約束を達出帆不致却而内海江乗込候哉と掛け候処夷人云此後返翰受取ニ參候節ハ數艘引連大軍艦も一艘參候事也浦賀は船之掛け場不宜依而此辺測量致置度乗込候也尤一艘ハ掛け等の為此後も残置あと不残此辺にかゝると云同日大師河原江一艘乗込十日には野嶋江バツテーラ一艘ニ而漕寄上陸水を汲んとする役人江押水を汲て宛行此時も劍を抜ピストール小短筒を放て見物人を驚し申候又滯船中出帆

可致旨掛合候處測量未た行届かす候故滯留致居候よし答依之勘定奉行より内海江滯留候而是甚不穩兎も角も引戻候様御達ニ付浦賀迄引戻候様精々欠合候處漸十日朝大津迄引戻し猿島近辺金沢迄悉く測量す

一十二日朝四時頃蒸氣船二艘ニ而軍船を綱一本ニ而繫き煙筒より大焰を以飛かことく出帆三崎沖よる見る物不驚はなし

一彼云本国より急候へハ八日九日ニて此地江着す此度ハ十四日目着いたし候由海上一万五千里ありと云
一通詞申候は彼之來年正月ハ此方之十月十一月の頃ニあたるさすれば冬中ハ來り不申來年二三月之頃にも可有之候日合原云彼か申處何れに成候ても彼地より廿日内にて往来致候由なれば來月にも渡來計りかたし且此後數艘ニ而參候由なれば是又何十艘ニ而參り候とも計りかたし廣堂の御了簡如何ニ候哉何處迄も彼か申處ニ御隨意被成候御儀なれば是迄之御手當ニて宜敷候へ共時宜ニ寄御國威を大切ニ御思召の御了簡も候へハ是迄之姿ニ而ハ迫も不參儀ニ而此上御台場之一二ヶ所御増し位ニ而ハ失費のみにて何にも成さるなり江戸内海ハ勿論何とか嚴重之御備被仰付度義也大軍艦製造も中々間ニ合申間鋪又一二艘出来ニ相成候共頼にも相成不申又蒸氣船何程手厚ニ而も三貫目位の筒矢頃ニ引受相放候へハ必相貫可申と存候先か丁打之節三百目ニ而樋之木一尺二寸角を立て五丁手前より打掛候処いと安く打抜誠ニ火勢は意外ニ強きものと感心いたし候是を以て見れば三貫目以上之箇なれハ異船ハ相碎き可申と存候船淵の厚さ一尺六七寸ニ相見へ候

一會津公より浦賀奉行江使者を以此度之異人前々渡來之砌とは事替り悉く諸方を乱妨し日本を蔑にし候段心外無此上存候拙者御預り塙江参り右様之儀有之候ハ、拙者召連候家來之者共見留候而ハ迫も堪忍致ましく存候萬一事起し而ハ公辺之御趣意にも背き恐入候左様の節は當所之百姓共差出相押候様可致候間兼而此段御承知置被下候様との御事誠に尤之儀と一統風評寵在候

一昨十二日江戸よりの御沙汰に江戸近海迄乗込せ測量為致候儀不宜との事今更左様之儀御沙汰にては当惑何れも間に合不申候様存候一異船不残チヤンニ而塗有之候此節之炎天ニ而ハとろけ居候右は火の付易き物なれば燒討宣敷候様存候何卒燒討之手段工夫致度候

右同人より聞記

一蒸氣船何れも鉄張ニハ無之何か鉄色のもの也車輪ハ鉄ニ而造りし物也大きさ色々申候へ共六七間なるへし

一バソテーラ四五間拾間位迄大振の方へハ七八十人乗組水主廿人位艤ニ三尺位の高さ五尺廻りの磁石有測量の時は兩人ニ而是を見居候測量する者は先に立文鎮之とく成金ニ糸を付先江目をもり置投込／＼量り行脇に筆者有て浅深を書記す

一川越持亀ヶ崎江上陸無相違漸制止返し候由

一本牧滯船中掛合ニ參候處夷人云四海之内水上之儀は一駄ニ而誰彼之領分と申儀なし我國杯は他より乗候而海を測量致候も陸之間を打とも案内こそ致せ少しもかまひ不申と云

一栗浜上陸の節此方固メ全タ虚飾ニ而実用の儀なし彼等江の警固ニハ成不申却而嘲りを招申候畢竟穩便を専用ニ致候所より何事も手薄ニ成行候也
一ダヘル組武拾人江壱人つつの指揮也劍を抜下知す隊伍の行列いかにも能調ひ実ニ手足をつかふことし見る人感心せざるハなし

一衣服はかなきん木綿様の物手にめりやすのことく皮ニ而製候物をばめる

一受取相済異人等悦喜の駄ニ見ゆる其様子ハ何か人をわなへでもかけしに見ゆる上官將官副将都而四人也

一受取之節何か色々しゃべりしニ付通詞を以申訳候義船中江乗り可承無言ニ致し度由申断る余程手間取候

一返翰受取ニハ八月頃来るへし此方渡來ハ十五日もかかり候へは相成由八月間ニ合不申候ハ、来年来るへしと云

一受取候へは翌朝出帆之欠合之処直ニ杉田沖江乗込候

一當時ハ大きにひらけ合葉は箱に入水中ニ浸し置と云

一琉球江一組残し置と云蒸氣軍船二艘を一ト組と云

一通詞香山榮左衛門を指して此人は鉄炮を好み候人也と申候へは夷人鉄炮が好なれば亞米利加江来るへし定而上手ニ成へし通詞答て成程鉄炮は委敷も可有之候へとも日本槍劍之術ハ又外国の及ふ處ニあらすと云夷人笑而日本槍劍之術更ニ恐るゝに足らず悉く打すべく立迄ニハ不致と云

一夷人入津之節市中之騒荷物等持運其混雜中々云計なし奉行申諭し決而右様騒動ニ及申間敷万一事あれば指図致立退せ候間静り候様精々相違候へ共落付不申逃支度のみ致其内ニハ色々雜説流言有て益人氣を動し致方なく甚歎息す（文中市中とは浦賀）

一御備之義是迄之姿ニ而ハ迫も致方なし此度異船の義も將軍家御耳ニハ六日ニ申上候由ケ様之大事右様遅く御耳ニ入候旨如何之儀候是又歎息之至

ニ候

一蒸氣船車輪は糸車之如く中はがらんニ致鉄ニ而造り候物也

一異船を打破候には艤の方手薄く破り易き也以前はともの方へ合葉杯入置候なり

一書翰箱の外ニ何か一尺五寸計り之箱二つ鉄の輪をはめ何品成かさらに相分不申牛の塩漬と申説有之候へ共中々左様之物にも思はれず書翰同様ニ

江戸江送り候

或ハ云此箱之中ニ白旗式流漢文之書一通有之由其書の大意ハ此度呈候書翰之趣意一ミ承知ハ有ましく左すれば一戰ニ及ぶへし然るに勝算は我にあり其節降参を乞ひ度ハ此旗を動すへし左すれば船を退そけんとの義やと云信じがたしといへども風説之僕を爰に記す

一忘接方五人有之候へ共此度は香山栄左衛門のみ始終応接致し候

右は飯塚栄三より聞記す（久米三郎ともある…与力）

一此度入津之異船一昨年と覺候蘭人を以申込有之候儀ニ而石炭置場土地借用并交易を致度事ニ而兼而御承知之義ニ候處悉く秘密ニのみ被成置一向御手当之儀被仰出も無之ニ付簡井紀伊守殿より嚴重ニ御手充無之に而ハ不相成旨頻りに御申立被成候處更ニ御取用無之漸昨暮ニ至り四家御達ニ相成浦賀奉行江も同節御達有之候然る處又奉行秘し置与力には一切通達無之扱当二三月ニ至追ミ時節にも相成候ニ付紀伊守殿より御手当向御申出候處一切御取用無之乍恐當時之御役人ハ異船何程来る共日本之鉄炮を出し示さは直に遡帰るへし位の腹合かと慨歎ニ絶へず候

一蘭人兼而申通候通り上官之名船數總而符合唯四月と申処六月ニ相成候儀のみ相違なり

一六月三日九里浜ニ而丁打有之与力同心詰居八つ時大抵打限りしひ付休息致候處俄ニ異船相見るよしニ而騒立何れより注進と相尋候處海鹿嶋ニ而鮑取ニ出居候海手之遠洋ニ見付しニ付注進致候由右ニ付取物も不取敢栗浜より浦賀迄山こしニ而二拾丁斗り之處馳帰見れば忽然と四艘の船浦賀ニ乗込扣居たり其神速譬るに物なし早速役舟ニ乗出候處被申ニは決而乗上りし事無用なり此度來船之義ハ蘭人より通達致置候事故江戸ニ而ハ元より承知之儀也爰ニ而彼是懸合しニは不及只入津之趣を達し呉候様申しニ付此方答て何程江戸ニ而御承知なり共我等は不存義只入津と計申立なりかたく意味承知の上早速申立可然と云彼然らハ通詞の者のはらせ可申と云ニ付通詞老人當番ニ而中嶋三郎助參るべき之處奉行香山栄左衛門に内意も申含置候間香山を遣し候様差図ニ而右老人ニ而応接致候

一東人云番船等有とは誠にうるさし其方ニ而能々御申付被成度よし制法行届兼近寄船あらは此方ニ而成敗可致此方云何を以成敗するや異人答て鉄炮ニ而制す實に不当之申分也併ながら此方ニ而もよく制して舟も寄ざる様可致其方ニ而も近寄事禁すへしと約束致し浦賀より役舟差出近寄舟を

ニ同人御答筋有之候事

制し又陸上之見物杯も制し猶又突当り杯出来さるやう用心致候處夷人図ニ乗バツテーラニ而自由ニ漕歩行所々人無き所を見て山際杯上陸致九里浜にも上陸致候由土地之者申聞候

一書翰請取場九里浜と申儀は御差図ニ而相定め四間三間之小屋上段之姿に出来下の間江疊數十疊ニ敷並ヘ板ニ而四四方金屏風を建幕一重ニ張入口式間程明上官共通り道上段之間迄毛氈を敷並ヘ浦賀人數備ハケヘル四十八挺合原武人之与力附添野戰筒百目武挺是は下曾根金三郎持ニ而御備と申ハ是きり也

一九里浜上陸之夷人數操出調練調ひ其見事成こと言語ニ述がたく一同幕内にくり込入口之前ニ列を行ニなす上官將官副將小屋之内江入ると直に六拾人程俄に蹈込上段之間江立塞何れも劍を佩び六挺仕懸之ヒストールニ玉をこめすわといはば切々放す勢ひニ而にらみ扣る下之間ニ居る応接方既ニ蹈倒さるゝ程之様子奉行見かね是にあかれと申ニ付漸上段之間にあかり其場を凌きし程の事ニ而大ニ胆を抜き中々差留る事杯出来不申一同無念歯噏をなしたる而已是と申も全ク公辺穩便／＼との御沙汰嚴重成故偶鉄炮はあれ共玉をこめす火縄ニ火も付す大ニ異人共ニ威を示されかえす／＼も無念之事ニ候扱香山榮左衛門書翰受取奉行ニ渡す奉行一覽して受取其儀相済返翰之儀ハ前日掛合之節蘭人を以申通すへき旨申達候処彼云蘭人ニ而事埒明候儀なれば是迄來船も不致右様遠き事ニ而ハ指支之間早速返翰受取度由申し候付此方云ケ様之重き事ハ評定も日間取中々火急ニハ出来不申左様なれば待居可申と云此方云儀は江戸のみニ而裁断不相成天子江も奏聞致重き御評儀ニ相成候事故余程日数も懸し也書翰受取ニ相成候ハ、先出帆致候様申談候處左候ハ、先ツ出帆二ヶ月も過又ミ來船致へし若間ニ合はず候ハ、来年ニ致すへしと云類船も中途ニ残し置候由

一夷人云今度之上官は國王之命を待す何事も獨行ニ而致裁判之程の重役也と云又軍船之總將ハと一度軍功を立されハ蒸氣船の大將ニなられざるよし

一異船之縁式尺位下タ之方程段々厚く相見ゆる水つきより下銅ニ而包む海之深き式拾尋位上ハ通船致候由

一川越ハ実駄ニ御奉公精勤落度之様ニ心懸候様子感心去ながら身上貧乏之方也大守は幼少なり總而家老持故思ふ様ニ届き不申候

一細川家は本牧御固ニ付浦賀より與力參候處山際抔江竹矢來を結廻し木戸を付嚴重ニ相固万端行届候様子ニ見ヘ評判よろしき方

一四家彦根川越之人数之内会津殊に評判よろしく又用立可申候彦根は甚武事も暗く土風も弱く被存候此度軍船數艘制作有之候處浦賀船大工受合聴と軍船之図ニ寄拵ると申事もなく大工任せに思ひ付次第ニ致し置彼所此所之詮儀もなく大金を費しながら心を用ひざる事言語同断也右様之船何

程有之候而も必用ニハ相立申間舗是ニ而入材もなく武事ニ心を用ひざる事察せられ候様五万石榎原様ニ被仰付之方よろしくと存候一風説ニ此節唐土ニ而明末之兵起り韃靼と取合最中之由英吉利朝を救て大ニ戰ふよし亞墨利伽其隙ニ日本を手に入れんとするよし

右樋口多太郎より聞記

一六月三日渡來蒸氣船二艘フレガット軍船之名二艘北米里幹共和政治州之都華盛頓の命を受角里弗尔聰（カリホルニア）の仕立船ニ而國王の書翰を持參本国出帆より十四日目當港に着いたし候由

一使節年五拾余人駄宜敷名は彼理
日本左大臣位之高官のよし

一上官是ハ軍大將年五拾位名ブカナン

一大蒸氣船長サ三拾五六間幅九間車差渡し五間計厚さ三間計總鐵にして木を用ひず船は鐵張ニあらず全体ミツダニ而塗り水入ハ銅ニ而包車水入四尺計水際より船淵迄高サ三間計大炮十門小車四輪仕掛也六拾八ボンドのカノン筒六挺八拾四ボンドのボンベカノン四挺都而十挺也乘組弐百九拾人使節上官副將皆此に居り別ニ十二ボンドの野戰筒二輪車仕掛六挺

一小之方蒸氣船鐵張大炮拾挺野戰筒六挺乘組三百人

一フレガット軍船二艘共長さ三拾間計大炮弐拾四挺ツ、玉をこめ蒸氣をたやするなし用心嚴敷少しもおこたる色なし船中万事鳴物ニ而指揮す
一蒸氣船を止るに穴ありて蓋を取れば蒸氣もれて車廻らす蓋をすれば蒸氣くるまにあたりて旋轉す

一蒸氣船一昼夜ニ八百里計走る陸上を走る火輪車と云者有よし是も八百里走ると云

一九日栗浜上陸之人數五百人斗上陸終る本船より大炮拾余發祝炮のよし一同陣列を正し音樂を奏し國王之書翰を中にはさみ守固すゲペール組弐貢八拾四人一隊四拾八人ツ、六隊也一隊ニ二人ツ、差団人あり何れも劍を抜指揮す法則の整たること前代未聞言語ニ述がたし

一書翰箱弐何れも板三重にて捻鉄ニ而留る下之箱高五寸横五寸長壹尺二三寸計り板は鐵力木（たがやさん）金之惣金物封印之付所の上へ金の四寸位の（如是蓋をなしてあり其辺色々の飾ありこと／＼立派の物也出翰之趣一向分らす又彼重官在此方重官江之書翰も有紙包ニ而朱印有之候使節上官副將四人分上段江曲錄を設け奉行は床几ニ腰を掛対面一切應対なし只請取渡しのみ也其節イボレット（イボレットは金之板金ニ房を付両肩ニさげて飾る也是を付候者は余程宜敷官之由先年ボストン渡來之時大將武人之外イボレットを付候者なし）を付候者廿五人どや／＼と押込上

段之間に上り使節之後に立塞り何れも六挺仕懸の筒を持劍を帶し候

一冠其他杜丹等江車掛りは車の印を付鉄炮掛は鉄炮を付船かかりは碇を付る

一琉球江も七艘掛置此方出帆直ニ琉球江寄夫より廣東に往當時英吉利明末之兵を助清朝と取合有る故英吉利江軍見廻として立寄帰國すと云

一亞墨利加洲先年英吉利ニ制せられイギリス之催促ニハ出陣等致大きに役せられたる故又取合ニなり打勝て和平取結ひ以来対々の国と成是は六年前の事のよし自司権共和政治七十六年と云

一士大将以上をも上官是を指揮す劍ニ而指揮すと云劍の長さ武尺三四寸或ハ三尺位もあり

一此度之夷人イキリスに比すれば温順の方也總而法則の調居候事妙也去ながら書翰不受取前は悉く殺氣立色ニ子ヂ言を申心接甚難済致し候受取後は大きにおち付格別扱よく相成候此方御備如何ニも御手薄故万一事を起されては大変に付何處迄もだまし穩便専要ニ取扱候併不遠又ニ來船之様子此後は如何相成候もの哉との道参るハ無相違候

一六挺仕懸之小筒不持者なしけヘール組も腰に挟みおれり

一此度彼江之贈物ハ公辺よりにあらず奉行より也贈物有るに付返礼に遣す

右此度之應接掛香山榮左衛門より聞

一六月三日下田沖江異船帆影相見半時ニ不足して浦賀湊ニ入海上三拾六里

一着船之節佐々倉桐太郎助近藤際治皆應接与力也乘付候処決而上船をゆるさす定例之詞に而此地江乘込候事國禁也長崎へ参るへき旨申諭候處此度之義ハ蘭人を以通達致候事也然るを右之事申さるゝハ如何之義と云て大きニ立服懸合難済致候蘭人より通達之義昨暮奉行江内々御達ニ相成候由それも只來夏ハ来るかも知れぬ位の事故與力共一向弁ひ不申故欠合之節大きに困りし事に候

一書翰受取不致候而ハ國主に復命致候事不相成とて悉く必死之容子三度彼は懸合候處中ミ六ヶ敷依而其趣江戸江申上候七日より事穩ニ致書翰受取候様御達ニ付即日異船江其趣申候返翰之義ハ此度急ニハ出来申間舗由申候處彼云左様なれば國王之書翰別ニ下書有先つ此度は下書を渡し可申弥返答出来之上本書引替ニ可致と云右手段を設て掛合漸書翰のみ受取返翰ハ近日取に參候筈ニ約束致候

一始終欠合之節ハ使節上官之者は対面不致副將の者出席いたし候

一栗浜上陸之節役船ニ而送り迎ひ致蒸氣船江乗船中大駄一覽致候処外より見るとは違広大ニ而一と目ニハ見きれ不申蒸氣車輪等之仕掛是亦宏大に而更ニ相分り不申候

一書翰受取渡し相済候後夷人悦喜の様子ニ相見江申本船江帰り時送り参候処直ニ酒を出し申候船中一見して手間取帰候節離打をすすめるとて又酒をさし出すすめ申候

右近藤隙治より聞

右之箇條浦賀応接興力五人より竊に聞記其符合する処ハこれを省き異なれる処有るケ条は再三載するもの也

柴浦漁者

湍門